1997年7月4日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース

（第92号）


村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX：44-5418


磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX：44-6621


荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL&FAX：40-1014

6〜7月は常任委員会の研修時期。教育民生常任委員会では、個性化教育について福島県三春町、生涯学習について茨城県日立市へ出掛ける。また、この夏には一大決心をして、市川房枝記念会主催のスウェーデン・スタディーツアーに参加することにした。

17年間の議員報酬残金をすっかりはたいてのこと。

同行する教授陣と行程が魅力的なのだ。次号でこれら研修内容を報告したい。

（村尾）

神戸の事件をどうとらえたらいいのだろう。40代のおばさんにとっては、子供の現実そのものさえ、バーチャルリアリティーだと思えてしまう。大人たちの「いのちの大切さ」「心の教育」という言葉が頭の上を素通りしていく。この手ごたえのなさ。自分の子供とさえがっちりと現実を共有していないという反省がわき上がる。

先日、天声人語で「布団や毛布を日なたで干すと『何の心配もなく育っていたころのほんわりとしたにおいがする』」という一文に接した。どこか強迫観念を内在させているような現代の子供の不安を重ね合わせてみる。

（磯辺）

☆議会傍聴資料充実！

岩舟町と小山市の６月議会を傍聴した。他の議会を知ることで、我が議会の良さも悪さも見えてくる。小山市議会の傍聴資料に、議場の議席表がついていた。南河内は、３月議会から傍聴者に議案・一般質問等の資料配付をしている。この資料に議席表を付け加えるよう提案したところ、さっそく６月議会から追加され、傍聴資料も充実してきた。　（荒井）

今回は平成９年第２回定例会（6月17〜19日）の報告です。

もくじ

≪審議事項≫

承認第 1～6号	専決処分した事件の承認を求めることについて		
	・地方税法一部改正に伴う町税条例の一部改正	賛成全員	承認
	・地方税法一部改正に伴う都市計画税条例一部改正	〃	〃
	・H９年度分の固定資産税等の納期の臨時特例に関する条例	〃	〃
	・河内郡視聴覚ライブラリー協議会規約の一部改正	〃	〃
	・H８年度一般会計補正予算	〃	〃
	・H８年度国民健康保険事業特別会計補正予算	〃	〃
報告第　１号	H８年度一般会計予算繰越明許費について	〃	〃
報告第　２号	H８年度一般会計予算事故繰越について	〃	〃
報告第　３号	H８年度農業集落排水事業特別会計予算事故繰越について	〃	〃
議案第２０号	町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	〃	可決
議案第２１号	町立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第２２号	国土利用計画・町計画の改定について	〃	〃
議案第２３号	H９年度一般会計補正予算について	〃	〃
議案第２４号	H９年度老人保健特別会計補正予算について	〃	〃
発議第　２号	けん銃追放に関する決議（案）について	〃	採択
発議第　３号	豊かな地域づくりの基礎となる社会資本整備の促進に関する意見書（案）について	〃	〃
発議第　４号	新たな道路整備五箇年計画策定及び道路特定財源の堅持に関する意見書（案）について	〃	〃
請願第　１号	郵政事業分割・民営化に反対の意見書提出に関する請願について	〃	〃
発議第　５号	郵政事業分割・民営化に反対の意見書（案）について	〃	〃

＊議案等の番号は暦年ごとの通し番号です。

一般質問：荒井英子・磯辺香代・村尾光子

（通告順）

・5月12日、議長と議会運営委員長に、「一般質問の発言の取扱に関する要望書」を３人の連名で提出しました。６月議会から導入予定であった一般質問の時間制限に、議員の基本的な権利の幅を狭めるものとして異議をとなえたものです。

・「要望書」は5月15日の議会運営委員会にて検討されたとのことで、委員長から返答をいただきましたが、「近隣市町村と歩調を合わせる。発言の機会を皆に平等に。」などの理由で、「聞き入れられず」という結果になりました。　　　　（磯辺）

傍聴感想

第２回定例会　第１日

皆さん、議会傍聴に行きましょう。

午前中は民生委員の方々が研修での傍聴にいらしてて、その他の方々も含め大入り満員。議場はピリリと引き締まったいいムード。午後はガタリと減って数名になってしまいました。そうすると、心なしか議場の緊張感が薄らいだような気がしたのは、私だけでしょうか。傍聴者用の資料も用意され、町の政治を決定する場として、とても興味深いことがたくさんありますよ。

議案第22号「国土利用計画南河内町計画の決定について」の中で、小口都市計画課長の「質の高い土地利用を目指す」「平地林保護」ということばが印象に残りました。ぜひ、そのスタンスを見失わないでいただきたい。

また、一般質問は今回から採用された時間制限のせいか、時計を気にする方が多く、全体に浮き足立っているような感を受けました。

―― 岩澤まりも ――

6月17日に開会された平成９年第２回町議会定例会を傍聴したので簡単に感想を述べます。

先ず、町長の７件の行政報告では、私として最も新しい情報を瞬時に得られた事で満足しています。誰よりも早く情報を得られたのは傍聴者の特権のように思えた。情報は早い程いい、会期中は本日のように満席で傍聴のうえ、皆さんが情報を取って欲しい。

次ぎに、６件の承認案件と３件の報告案件の説明、質問そして採決では、議長の采配により厳粛に議事が進められたものの、傍聴者にとっては「議会傍聴ご案内」の資料だけでは理解に苦しむばかりでした。執行部の説明に対し全体的に質問も少ないように感じられました。

一般質問の７件は、女性議員の３名だけで何とも淋しい感じがしました。予め一般質問通告書の提出で、答弁の原稿は出来ているようである、質問通告書に加えて質問をしても相手からの回答は得られない事で理解した。また再質問にも制限があるようで質問した議員も納得したのかどうか甚だ疑問である。議事は杓子定木に処理されているように見受けられたし、徹底した討議、討論がされてないように感じました。

―Ｉ生―

★町税条例改正について —— 承認第１～３号 ——

・地方税法の一部改正に伴って、町税条例、都市計画税条例が一部改正されました。
今回の改正は主に固定資産税等の土地の評価替に伴うものです。
注目すべき改正点は、固定資産税の税額算定の際、これまでは土地の価格の「上昇率」に応じた負担調整率を採用していましたが、「負担水準」という新たな尺度を設けた点。　　（町税条例付則第十一条・十二条）
これは、土地の下落傾向をふまえ、税負担の均衡化を図ろうとするものです。

・負担水準とは、土地の価格に占める税負担の程度のこと。負担水準が一定以上のものについては、負担調整率を１として税額は据え置かれます

負担水準の区分	負担調整率
０．４以上のもの	１．０２５
０．３以上０．４未満のもの	１．０５
０．２以上０．３未満のもの	１．０７５
０．１以上０．２未満のもの	１．１
０．１未満のもの	１．１５

$$負担水準＝\frac{前年度の課税標準額}{新しい土地の評価額に特例措置を行なった額}$$

（評価額に・、特例措置に＊、←住宅用地への特例）

＊200m²以内の住宅用地は評価額の $\frac{1}{6}$ に。200m²をこえた部分については $\frac{1}{3}$ に減額する

・評価額 ＝ 公示地価 × 0.7

▲前年度の課税標準額 × 負担調整率 ＝ 今年度の課税標準額

・第九十条（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）では、減免の対象が広がりました。本人、本人と生計を一にする者だったところに、単身の障害者を常時介護する者を付け加えています。

（磯辺）

★南河内町国土利用計画を策定しました　　（報告：村尾）

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

		前計画における7年度目標面識	基準年次(H7年)		目標年次(12年)	
農用地	田	1,110ha	1，122ha	35.6%	1，120ha	35.5%
	畑	717	759	24,1	755	23.9
	採草放牧地	—	—	—	—	—
森林		281	255	8.1	245	7.8
水面・河川・水路		169	169	5.3	170	5.4
道路		250	246	7.8	253	8.3
宅地	住宅地	297	297	9.4	303	9.6
	工業用地	77	59	1.9	73	2.3
	その他の宅地	19	11	0.3	15	0.5
その他		233	235	7.5	219	7.0
計		3,153	3，153	100.0	3，153	100.0

国土利用計画法に基づき、長期にわたり安定した均衡ある土地利用を確保するために策定したもので、土地利用・開発を規制するものではない。

《土地利用の転換の適正化》

①農用地の転換：食糧生産の確保、農業経営の安定及び農業に及ぼす影響に留意しつつ無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分配慮する

②大規模な転換：地域に与える自然的、社会的影響が広範に及ぶため、地域の特性、土地利用計画、環境保全等を配慮し、事前に十分な調整を行う。

《土地の有効利用》

①農用地：農業生産基盤の整備及び水田利用の活性化を推進するとともに、裏作作付けの拡大等により有効利用を図る。

②森林：環境保全等の公益的機能を発揮し得るよう森林法等に基づき保全に努める。

③住宅地：住環境等の整備を推進するとともに、住宅地需要の実態に即して土地区画整理事業を積極的、計画的に推進する。

④工業用地：自然環境や生活環境に配慮しつつ、高付加価値型で非公害の優良企業の誘致と適正配置を図る。

＊この計画は5年毎に改訂している。基準年が2年も前になっているのは、国勢調査による数字の確定がH8年後半になった、上位計画である県国土利用計画の決定がH8年12月であった、線引き見直しの決定告示がH9年5月であった等の理由のため。

＊策定に当たっては、「あらかじめ公聴会の開催など住民の意向を十分反映させるために必要な措置を講ずる」(国土利用計画法第8条4)ことになっているが、改めては実施せず、町総合計画策定時のアンケート調査に替えた。

＊町内の民有平地林はすべて森林法第5条による県地域森林計画の指定区域となっているが町の森林整備計画は必要と認識しているものの策定していない(経済課長)。
都市計画の緑のマスタープランは策定する予定。

★郵政事業分割・民営化に反対する請願を採択、意見書提出へ

請願は町内の３特定郵便局(吉田・薬師寺・自治医大駅前)局長を代表して薬師寺郵便局長から提出され、採択しました。　(紹介議員：伊沢剛議員・大島将良議員・村尾光子)

《請願趣旨》郵政三事業は郵便・貯金・保険を公的サービスとして全国に公平に提供している。また、郵便貯金・簡易保険資金は財政投融資の主な原資として、地方公共団体や政府系金融機関に融資され社会資本整備に大いに活用されている。この公共的、社会的役割に鑑み、現在の経営形態を堅持して、分割・民営化しないよう意見書の提出を求める。

採択されたことにより、意見書提出となりました。

《意見書趣旨》上記請願趣旨に次の趣旨を加えました。

財政投融資残高はH8年度末で405兆円にもなる見込みで、資金提供先である特殊法人は、豊富な資金ゆえに安易な運営から肥大化を来たし、天下りの温床となっているとの国民的批判が声高になってきている。こうした財政投融資の一側面が、郵政事業の民営化論を強力に推進している一要因となっていると考える。政府は、国民の不満感を払拭すべく財政投融資の使い方は真剣に検討するも、郵政事業の分割・民営化は行わないよう要望する。

参考：H9年度国一般会計予算　77兆3900億円　　この内地方債には17兆3659億円

〃　財政投融資計画　51兆3571億円（一般会計の75%相当額）

★南河中に夜間照明施設設置（議案第21号）

南河内町立小中学校施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例について

南河内中学校グランドに夜間照明施設が設置されました。
使用は平成9年8月1日からです。

施設区分	使用料の額
屋内運動場	1回につき　500円
特別教室	1回につき　500円
夜間照明施設	1回　2時間以内　500円 1時間30分以内　400円

（屋内運動場、特別教室の1回の使用時間は3時間以内とし、3時間を超える毎に1回分とする。）

（夜間照明施設→カードを使用。）

荒井英子の一般質問



1、ダイオキシン対策について

発がん物質ダイオキシンは、プラスチックや塩化ビニールの焼却時に発生し、一度排出されたダイオキシンは自然界ではほとんど分解されず、環境及び人体に多大な影響を及ぼすと考えられている。国及び県に於いてもダイオキシン対策に取り組み始めているが、当町における今後の対策について伺います。

① 昨年、厚生省の指示により行われた全国自治体のごみ焼却炉におけるダイオキシン濃度の測定結果によると、北部清掃センターのダイオキシン濃度は、間欠運転炉の目標値5ナノグラムを上回る7ナノグラムとなっているが、この測定結果をどのように受け止め対策していくつもりか伺います。

《保健衛生課・課長》

緊急対策の判断基準（排煙1立方メートル当たり80ナノグラム）は下回っているが、恒久対策の目標値（5ナノグラム）は上回っている。対策として、施設の維持管理・焼却運転管理の適正化・排煙の定期測定の実施等、運転管理を強化していく。

県は、今後十年をめどに小型や旧式の焼却炉施設を廃止して、複数の市町村で大型の焼却施設を運営することを目指す広域化計画を今年度中に策定し、ダイオキシン対策に取り組む予定。ダイオキシンの排出を削減するためには1日の処分量が100トン以上の大型で24時間運転の全連続炉が必要とされている。（H9.6.6朝日新聞）。　北部清掃センターは、1日の処分量40トン、16時間稼働型の間

欠運転炉（ごみの分別排出により8時間の稼働で済んでいる）ということで、県の今後の方針からすると廃止の対象となるのだろうか。

② 小型焼却炉や庭先でのビニール類焼却もダイオキシンの発生源になる恐れがあるが、学校・公共施設・病院・事業所等でのビニールごみと農業用ビニールの扱いについてどのように指導しているのか。上記施設及び家庭におけるビニール類焼却についての見解と今後の対応について伺います。

《保健衛生課・課長》

学校・公共施設等でのごみは、一般家庭ごみと同様の分別排出を行っている。農業用ビニールは、農協が年２回の回収をしており、自家焼却しないよう指導している。今後は、ビニール・プラスチック類を自家焼却しないよう啓蒙していく。

再質問：小中学校における小型焼却炉の使用状況について。ビニール類を焼却している学校があるようだが、教育上も好ましくないと思うので即刻中止するよう指導されたい。

《教育総務課・課長》

南河内中・薬師寺小・吉田東小・吉田西小において小型焼却炉を使用している。ビニール類の焼却をしないよう指導していく。

ダイオキシンは、有機塩素系化合物の焼却の際に発生し、300℃～500℃での焼却時が最も生成されやすいと言われている。小型焼却炉の焼却温度は500～600℃で、ダイオキシンが発生しやすい温度で燃焼していることになります。家庭でのビニール類の焼却はするべきではないと言うことです。

文部省は、公立学校の焼却炉によるごみ処理状況の全国調査を開始し、ダイオキシン発生の可能性があれば、分別収集の徹底を指導していく予定（H.9.5.21.読売新聞）とのこと。埼玉県所沢市では、今年４月から小・中学校での焼却によるごみ処理を中止した。町は、ビニールの焼却はしないよう指導していくとのことだが、将来的には学校での焼却は全面的に中止してもらいたいものです。

③ 燃やせるごみへのビニール・プラスチック類の混合がまだ見られるようですが、実態はどのようになっているか伺います。分別排出の理由を今一度啓蒙する必要があると思いますが、どのように進めていくのか見解を伺います。

《保健衛生課・課長》

燃やせるごみへのビニール・プラスチック類の混合は、北部清掃センターピット内に於いて見受けられる。分別排出について周知徹底を図るよう指導していく。

ごみ減量のために焼却している場合もあると思われますが、焼却している人自身の健康被害や環境汚染につながっていると言うことをきちんと知らせ、ビニール類は、自己焼却しないことを徹底させていく必要があると思います。

ビニール・プラスチックを燃やすとなぜいけないのか、そして人ごとではなく自分の健康を守ることにつながっていることを説明することにより、分別排出の協力がスムーズに得られると思います。



ごみ焼却施設などから出たダイオキシン類は、大気や土、水をよごします。直接、または農作物や魚、乳製品などを通して体に入ります。

H9.5.16付
朝日小学生新聞

2，ふれあい館について

①オープンから１ヶ月の利用状況（プール・お風呂、町内・外、一般・小中学生の利用別）を報告されたい。

この利用状況について、町の分析及び今後の対応策、ふれあいバスの利用状況について伺います。

《企画課・課長》

5月4日～6月3日までの１ヶ月間の利用者は、風呂が5672人・プールが4336人。町内外では、町内が5449人・町外が4559人、男女別では、男が4866人・女が5142人。年齢区分では、小中学生が3046人・一般・高齢者が6962人。

全般的に見て順調な滑り出しと考えている。今後は、利用者の声を把握し、利用

促進に努める。バスは、運行が15日間で、85名の利用があった。利用者が少ない状況なので運行経路を含め利用促進の検討をしていく。

再質問：プールの利用が予想を下回っていると思うが、特に一般者の利用が少ないと思うが、この層への対応策はどのように考えていくのか。利用促進を図るために、社会体育の一環として位置づけ活用して行くべきと考えるが。健康推進事業は8月以降の予定となっていたが、現在の予定はどうか伺います。

《企画課・課長》

事業開始は、夏休み以降と考えている。

②利用者よりどのような声が寄せられているか、早急な対応を望まれるものもあると思うが、どのように対応していくか伺います。

《企画課・課長》

窓口、アンケートにより意見・要望が寄せられている。料金設定や利用料金等の管理体制と設備や備品等の施設に関する意見要望が多く出されている。

③ 職員数が、当初予定の6名から5名となっているが、減少した理由、また、運営面に支障はないか見解を伺います。

《企画課・課長》

庁内各課の人事管理面を考慮し5名とした。管理運営については、安全第一として取り組む。利用者が多く見込まれる夏休み期間等は、臨時職員を補充する。

④救急体制はどのようになっているか伺います。

《企画課・課長》

プール監視員には、救急蘇生法の講習会や監視体制の事前研修・訓練等を実施している。緊急受け入れ体制について自治医大病院と協定を進めていきたいと考えている。また、日・祝日や第2・4土曜日の午後には、保健婦1名を配置している。

プールの1時間休憩は、使い勝手が悪く、お風呂の1回ごとの料金制は、1日ふれあい館で遊び、くつろぐことを想定した利用に反し、見直すべきと考えます。住民が利用しやすいように改善していく必要があると思うし、それにはプールの一時間休憩とお風呂の一回ごとの料金制は一番の問題点であると考えます。一つの案として、一時間休憩・総入れ替えはなくし、その代わりに一時間ごとに5分間の休憩を設ける。お風呂は、2回・3回入る可能性のある方は、利用券を渡さずに見せるだけにする。と提案はしてみたのですが。

ふれあい館については、改善できるところは早急に対処していただき利用者のニーズに的確に応えて行っていただき、利用者の視点に立った運営をしていただきたい。

村尾光子の一般質問



問１．福祉行政について

この頃、町長は『町行政はハードからソフト事業へと逐次軸足を移していく』と言っているが、何を目指しどう具現するのか、今一つはっきりしない。そこで、具体的な指標となる福祉計画策定等について提案した。

(1)H8年度に予定されていた高齢者保健福祉計画の見直しについて、主な見直し点を説明して下さい。

【町長】見直しは中間年次の8年度に予定していたが、介護保険制度が導入されると算出方法が変わるので、新しい制度になってから見直しする。

【福祉課長】見直ししなくても、福祉サービス充実に向けそれなりに努力する。

＊公的介護保険制度は2000年導入を目指しているとされている。それまでに在宅サービスを充実してほしい。市町村により受けられるサービスが異なってくることもある。制度導入後では遅いのだ。

しかし、県内の全市町村で、今回の見直しは為されなかったと聞いた(県高齢者対策室 小祝氏講演)。H8年度(計画中間年)での県の目標達成率(各自治体の目標達成率の積算)は2～3割であったので、見直して更に高い目標を掲げても意味がなく、現計画の目標達成に努力するとのこと。

我が町の達成率はどうだったか、そこまでつっ込まないでしまった。

(2)障害者へのヘルパー派遣、デイサービス・ショートステイ事業に積極的に取り組んで下さい。現時点で提供できるサービス内容、利用状況はどうですか。

【町長】ヘルパーは障害者と接した経験がない。まずは、月2回開催されている『おもちゃ図書館』に参加させ勉強させる。H9年度に社会福祉協議会ではリフト付き軽自動車を購入したので活用してほしい。

【福祉課長】デイサービス、ショートステイは栃木市にある悦山荘(身体障害者療護施設)の利用ができる。現在、町広報では福祉シリーズを掲載しているが、これを拡充して障害者へのサービス内容も紹介する。

＊町家庭奉仕員派遣事業実施要綱では重度身体障害者や重度心身障害者・児のいる家庭にも派遣することになっている。
しかし、申請がないのか、この制度が知られていないのか、これまでの派遣実績は無いようだ。尤も、申請があったらお断りされたかも知れない。何しろ、これからヘルパーが勉強するのだから。

対象者には、提供できるサービスの内容や手続の仕方などの情報を丁寧に知らせてほしい。分からないことがあったら町福祉課は無論のこと、県南健康福祉センター(☎0285-22-0302)にご相談を！

(3)障害者福祉計画、児童福祉計画を策定して下さい。
国・県の施策に呼応し、町としての理念・あるべき姿や施策の目標を明確にし、計画的に推進するため、実態を踏まえた計画の策定が必要です。

【町長】県の計画にリンクした計画の策定を考える。

【福祉課長】児童福祉計画策定には、国庫補助に加えて、県単補助事業が創設された。できるだけ早い時期に策定したい。住民・関係機関等代表者による組織も検討する。

下野97.6.17

計画策定に支援予算

市町村の子育て環境づくりで県　本年度は10市町分

県は本年度から、市町村が取り組んでいる子育て環境づくり推進計画（地方版エンゼルプラン）の策定支援に乗り出す。地方版エンゼルプランは、市町村が地域の特性を生かした子育てを総合的に進めるための指針。児童育成のための環境整備計画などが盛り込まれる。県児童家庭課では「住民や子供の声を反映させ、地域の文化や社会資源を生かした独自のプランを作ってほしい」と期待している。

地方版エンゼルプランは住民の多様化するニーズにこたえ、幅広い子育て環境づくりを推進するのが目的。計画には①現状、人口構成②保育などのサービス提供体制③目標事業量④人材確保⑤児童育成のための環境整備－などが盛り込まれる。

国の補助事業として二年前から行われてきたが、指定枠に制限があり、これまで策定したのはわずか八市町。このため本年度から国とは別枠で県単独の助成に着手する。

本年度は十市町分の予算計二千万円を計上、既に真岡市や矢板市など五市町が計画策定の意向を示しているという。県は二〇〇〇年度をめどに全市町村での計画策定を見込んでいる。

前年度に策定に着手した佐野市は、十五歳未満の子供を抱える市内の保護者を対象にアンケートを実施。いじめや薬物乱用など社会的問題についての提言もする考え。栃木市では二つの保育園を統合、新設する保育園は延長保育、障害児保育、一時的保育などを行う多機能型にする予定で子育て支援の拠点施設を目指している。

＊どちらの福祉計画も策定すると約束して頂いた。趣旨に理解が得られて良かった。が、いつ、誰が、どんな方法で策定するのか、次の課題がある。策定のための補助金は大いに活用すべきだが、安易に業者委託にはしないでほしい。
　障害者福祉計画は障害者基本法により各自治体が策定することとされているが、策定市町村は全国でわずか17%という(6月2日、毎日新聞)。頑張ってね!

(4)社会福祉協議会の充実のため、会長は民間人として下さい。また、運営方針や活動内容が広く住民に理解されるよう評議員、理事の選任方法や定款を公表して下さい。

【町長】会長は、定款第4条に基づき理事の互選により選出されており、支障があるとは考えていない。県内49市町村のうち12市22町2村で首長が会長となっている定款は開示している。

【福祉課長】活動内容などは“社協だよりの紙面を充実させて掲載する。

＊社会福祉協議会は人件費等の公費補助は受けているが行政ではない。住民や企業からの会費と共同募金等の事業費配分金を財源に、社会福祉法人として運営されている。
　毎年の会員募集時や広報用ファイル配布、社協だよりを通して主な事業は分かるものの、住民が主体的に参画できる体制になっているとは思えない。身近には感られれないから、会費というより福祉税を徴収されているような気分になる。
　誰がどのような形で決めているのか、もっとオープンにしてほしい。町長職は多忙なのだから、仕事を減らして行政に専念してもらいたい。民間のことは民間人に任せて。
　これからは地域福祉が重視される。なにが必要か、どんな事業を選択するか、住民自らが考え実行できる組織であってほしい。
　会員には積極的に定款(規約)を知らせるのが常識だと思っていたが、行かなければだめ!?どのように社協を充実するのかな？

問2．農業行政について

輸入拡大、後継者不足と農業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりで、光が見えない。町の基幹産業である農業が生き残るためには、もはや他と同じようにするのではなく、独自性や特徴を発揮しなければならない。地元消費者との強い信頼関係も必要だ。コメを含めた有機無農薬野菜の輸入も増加の一途で消費者の人気も高い。そこで、南河内町産有機無農薬野菜をブランド化することはどうだろう？環境にも大変良い。

(1)基本方針として環境保全型農業を目指していただきたい。有機農業はもとより農薬や化学肥料依存からの脱却と、自然環境との共生を図られたい。

【町長】H7年度、農協と共に県単生産体系再編整備事業を実施し、H8年3月に環境保全型農業推進方針を策定した。

【経済課長】推進方針はガイドラインであり、まだ一般にはPRしていない。H9年度から具体的内容を決める。

(2)土づくりのためどのような施肥指導がなされているか。未完熟厩堆肥の使用は厳に慎むべきである。悪臭公害ゆえに農業への反感を招きかねない。

【町長】H5～7年に土づくりに取り組み，全農家に対し堆肥乾燥機を斡旋した。完熟堆肥使用は悪臭防止策となる。

【経済課長】5月26日頃からの異常な悪臭については掌握している。個別に指導する。

＊既に基本方針が策定されていたとは意外だった。調査不足！
取りあえず有機低農薬だろうが、目指すは無農薬であってほしい。町基本方針ではそこまで踏み込んでいない。食糧生産のためとはいえ、使用されている農薬や化学肥料が環境汚染しているという現実を認識しなければならない。「どこまで許容されるか」ではなく「可能な限り使わない」、更に「全く使わない」との視点に立って、そのためにはどんな支援が必要かを発想すべきと思う。
6月には県内で農薬空散による事故が2件、相次いで起きた。県内の39単位農協のうち20農協が、ヘリコプターによる空中散布をしていないか、住民の反対で中止しているとの報道もある(6月13日、下野新聞)。農業者から聞いた話では、地上散布では農薬原液の500～1000倍希釈、通常の空散では20倍、無人ヘリコプターでは5倍の希釈。空散に参加したくなくても空から降ってくるという。さて、これをどう理解したものか。

南河内町環境保全型農業推進方針　　（抜粋：資料提供 経済課）

1．基本的な考え方

(趣旨)農産物の生産向上を目指してきた中で、化学肥料や農薬に依存した農業が進み、地力の低下や環境への影響について町民の関心が大きくなってきた。今後は、この推進方針を基に関係者が環境保全型農業に対する共通認識を培い、地域での実践的な取り組みを進める。

(目標)環境保全型農業とは「**農業の健全な発展を図るため、環境に考慮しながら、土地生産性の維持・向上を基本として、堆肥舎等を効果的に活用した有機物利用による土づくりや耕種的生物的病害虫防除法の導入等化学合成資材を過度に頼らない等、環境保全と生産性との調和に配慮した農業**」であり、環境保全の基盤確立を目指す。

2．推進方策

(1)土づくり　①畜産農家との連携強化(3項目:省略)
②有機物の施用・有機物施用による地力保全と土壌物理性の改善
・腐熟度判定基準等の利用による完熟堆肥の適正施用
・堆肥舎、機械等の導入による効率的施用
③土壌診断、適正施用(4項目:省略)

(2)病害虫防除
①病害虫発生予察による適正防除
・発生予察利用による適正防除とローテーション散布の実施
・病害虫の適正診断による有効薬剤の選定と使用量の適正化
②生物農薬(天敵)、性フェロモン剤の有効利用
・生物農薬（天敵:ｵﾝｼﾂﾂﾔｺﾊﾞﾁ、ﾁﾘｶﾌﾞﾘﾀﾞﾆ等)利用による農薬散布の節減
・性フェロモン剤(ﾌｪﾛﾓﾝﾄﾗｯﾌﾟ等)利用による農薬散布の節減
③耕種的防除
・障壁作物、資材導入による圃場外侵入防止　・マルチフィルムの利用による農薬の節減
・整枝、剪定作業の徹底による病害虫の侵入防止　・石灰窒素利用による成虫(スリップス類)の羽化防止　・耐病性品種の導入

(3)作付け体系(3項目:省略)

3.推進体制
(1)町・関係機関及び団体等が密接な連携のもと、地域に適した啓発・技術の普及を図る。
(2)各種環境保全型農業に関する協議会と連携を図る。

問3.その他の事務事業について

(1)ＧＴ内調整池の安全管理について
排水計画と満水時の危険防止策は？
水が引いた後の悪臭防止策として、調整池内の飼い犬のフンの持ち帰り徹底の呼びかけを願う。

【町長】調整池は30年確率の大雨に対応できる容量(61100m^3)で整備されている。姿川へ自然流出。満水時の状況は見ており、心配だ。ペットの糞公害対策として6箇所に立看板を設置したが効果はない。更に、庁内で飼い主への啓蒙等検討する。

【都市計画課長】満水時のサイレンは住民の不安をかりたてるので実施しない。芝刈り機・ゴムボートを備えている。姿川の流量は0.54m^3/秒、放流は1800m^3/時間(43000m^3/日)、満水から通常状態になるには37～8時間かかると推計している。区域内の宅地化が進むと、現在より水位が上がり芝生部分は常時冠水していると予測している。今後、各家庭1個の雨水浸透ます設置の義務付けを考えている。

＊自然排水だから、姿川の水位が上がると調整池が満水でも排水されない。近年の調整池の設置基準は5～10年の降雨確率対応と緩和された。厳しくすれば設置費に跳ね返るから。
計算上は30年に一度の大雨対応型だが、近頃は何度か一杯のようになった。周辺の人達が不安を抱くのは当然だ。地下水涵養のためにも雨水は地下浸透が良い。遅ればせながら制度化へ

(2)旧公団事務所跡地の土地利用計画はどうか。町としての事務所譲り受け交渉の経過と結果は？

【町長】町は土地・建物の無償提供を要請たが、公団は建物は無償、土地は有償と主張。取得費は莫大になり建物の補修も嵩むので断念した。H9年3月に西側部分も含めた7346.7㎡をかましんが取得した。

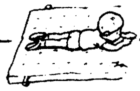
＊自治医大駐車場西側の町有地との等価等積交換を提案すれば良かった。ｱﾄﾉﾏﾂﾘ・・・



1．学校教育行政について

県教育委員会が「ゆとりある教育活動推進モデル事業」に着手しました（4月、下野新聞）。この事業は「学校スリム化」の推進方法を３年かけて調査研究し、研究結果をうけて県内全域でスリム化推進を図ろうというものです。本町の学校教育にとっても関係の深いことで、大きな関心を寄せています。

①県教育委員会のいう「学校スリム化」とはどういうことなのか。



教育長

県教委は「ゆとりある教育活動推進モデル事業」実施要綱で、「現在の学校は諸教育活動が繁雑・複雑化し、教員がゆとりをもって学習指導や児童生徒指導にあたれないため、ゆとりある教育環境で、ゆとりある教育活動を展開し、学校のスリム化を図ることを重点にこの事業を展開する。」と述べている。

現在の学校は本来家庭や地域が行なった方が効果的なものまで抱え込みすぎており、学校本来の役割さえも十分発揮し難くなっている。そのことが、学校をめぐる様々な問題（いじめ・登校拒否など）を引き起こす原因の一つだとも考えられている。

家庭や地域が本来持っている教育力を再認識してもらい学校中心の教育から学校・家庭・地域によるバランスのとれた教育への改革が必要である。（学校スリム化）

家庭や地域において、子供たちが学び育つ場と機会を豊かにすることが期待される。

多岐にわたる用事を抱え込み過ぎて、太ってしまった学校は、今それを削ぎ落としたいのである。そして学校が果たすべき本来的な役割の部分に磨きをかけたいのであろう。削ぎ落とした部分は、家庭と地域にお返ししたいということか。家庭はわかる。地域とは誰のことだろう。

②「地域」とは、具体的に何と考えたら良いのか。



教育長

自然、文化、人々、関係機関・団体、公共施設、企業など、地域の様々な教育資源が子供の意識や行動に直接・間接に及ぼす影響力、感化力、指導力、模範となる力などを持ったものとしての地域と考えられる。

「地域」をもっと具体的にとらえ、責任のある取り組みを展開すべきではなかろうかと考えていた。だから、教育長の答弁が漠然としているなと感じた。しかし、私のとらえ方は、「地域」を少々矮小化していたなあと反省している。「地域」とは子供だけが中心の空間ではない。言い換えれば、子供に何かをしてやるだけの場ではない。大人と子供が供に「生活」を営む場なのである。「地域」に教育力があるとすれば、この生活実感にこそあるのだろう。毎日の生活の中の、モデルとしての大人は皆、そのことをこそ自覚しなければならない。子供たちは、大人の生活、大人の言動を見ているのだから。



再質問

学校スリム化、週５日制完全実施(2003年予定)に伴って、部活動の今後はどうなるのか。

教育長

部活動が学校教育の中で果たしてきた役割は極めて大きいものがある。しかし、参加の義務づけ、活動の強制、勝利至上主義的な考え方など、一部の在り方は改善の必要がある。スリム化に伴って、地域における条件整備を進めつつ、指導に際して地域の人々の協力を得るなど、地域にゆだねることが適切かつ可能なものはゆだねていくことも考えている。完全な社会体育への移行は、指導者や設備等の関係で課題が多いと思う。

メモ

「何が学校を忙しくさせているのか」

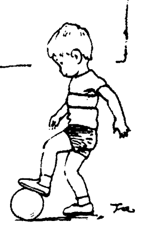
原因ベスト５

１位　各種作品応募（58%）
２位　研究指定校　　（54%）
３位　部活動指導　　（48%）
４位　集金事務　　　（41%）
５位　基本的生活習慣の指導　（34%）

（複数回答）

これに「スポーツ少年団活動」「各種スポーツ大会」「各種研修会」「地域の文化体育行事」などが続く。

県内小中学校の教師461名へのアンケート（H.8.4月）
・栃木県教職員協議会 室井妙子教諭ら 調査



一般的にこういった改革は、早くから教育界やマスコミでは論じられるが、例えば、今回のように学校にかわるセクターとして名指しされている「家庭」「地域」自身の、役目を主体的に負っていこうとする自覚形成は後手にまわる傾向にある。文部省・県教委の決定に未消化のまま従わざるを得ないという事態にならないよう社会的合意の形成（家庭責任の喚起等）・社会教育における人的整備などに徐徐に着手されたいと要望したら、学校がリーダーシップをとって家庭の教育力を喚起していくとのお答えであった。

学校教育行政は学校を媒体としているからしかたないのかもしれないが、それじゃ学校はスリムになる前にまた少し太ってしまうなあと、要望しながら、そう思ったことであった。

2. 高齢者福祉について

3月の議会でホームヘルパーの養成と確保について質問しましたところ、登録ヘルパーが5名になり（現在は6名）社会福祉協議会にその賃金を補助金として措置したとのことでした。

①5名、1年分の賃金が32万円。これは、実際の労働をどのように考えてのことか。

福祉課長

必要な時に必要なサービスをということで、常勤ヘルパーを補完する役割を担っていただくために設けた制度である。

月４０時間（１人分だと月８時間）の労働を考えて算出している。時給は６８０円。

単純に計算すると
680円×８時間で
1人 月に 5440円。
登録ヘルパーさんに
求められている
労働量は今の
ところ非常に少ない。

②今後ホームヘールプ事業を質・量ともに充実させていくためには、どのような展開を考えているか。

福祉課長

「とちぎ健康の森」内の県介護研修センター、「県シルバー大学校」内の県南介護研修センターで実施している研修を受講していただき（３級課程、２級課程）、更に、地域における介護指導者研修に参加していただき、派遣ニーズに適切に対応できるように養成して参りたい。

ここに何らかの
展開が欲しい！

残念なことに、
介護の研修を受けて
介護の専門家が育っても
町内の寝たきりの方70数名。
派遣申請があるのは17名。
しかも家事援助がほとんどとのこと。
ニーズの潜在化が著しいという
実態がある。だから登録ヘルパーさんが
働きようがないということになるのである。

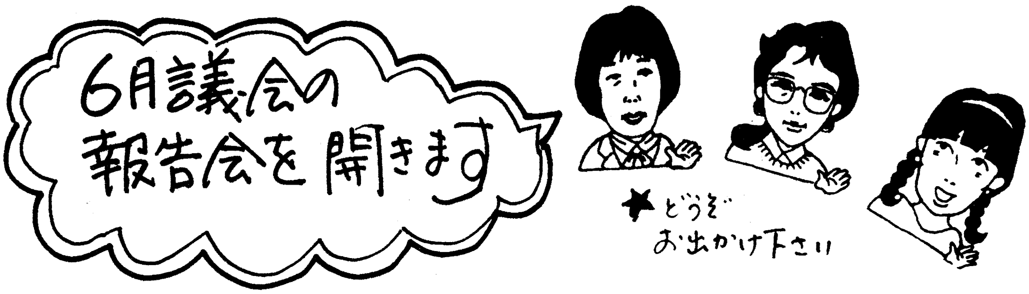
「学校のスリム化」は完全週５日制への準備であり、県の事業での対象となっている校務や行事の見直しと共に、教育内容の厳選をも指す。このことが教育の公共的領域を縮小し、教育の民営化路線を助長する。そして、貧富の差によって受ける教育の質が大きく異なる差別現象を生み出すとの批判もある。しかし、学校（教師）の「忙しさ」が、ゆったりとした人間関係を育めない環境を作っていたのは事実だと思うので、今まで安易に学校に押しつけてきたものは、精選されるべきと思う。ただ、学校は生身の人間が相手だから、ここまでと線を引くわけにはいかない場面が多く、真面目に職務を全うしようとする者ほど、「忙しさ」というあり地獄にとらえられてしまう。そういう側面を学校は体質として持っているし、持っていることをそう否定的に考えなくてもよいように思う。問題は、この「人を育んでいこうとする真面目で暖かい体質」を保ちながら、いかにすれば「忙しさ」にからめとられないでやっていけるかである。

今回のスリム化で、校務や行事の見直しを進めるとともに、やはり、財政改革の最中ではあるが、１クラスの定数を30人以下にすることも、もっと前向きに検討されるべきだと思う。

＊　＊　＊

「南河内町高齢者保健福祉計画」・・・平成11年までに、ホームヘルパーを19人（常勤3、登録16）にすると書いてある。ところが、平成9年の今日、本町の在宅介護援助は、わずか2人の常勤ヘルパーさんの手で、その大部分が行なわれている。派遣ニーズが表面に出てこないという現実があるようである。このヘルパー需要の低さを前に、自ら策定したとはいえ「計画」の目標値達成を迫られて、行政はとまどっているというのが、正直なところだと思う。

「介護は家庭で嫁が娘が」という意識は、なかなか変えられない。ダイナミックな変革が起きるとすれば、公的介護保険導入の時であろう。欠陥も指摘されるが、導入によってかなりな意識変革が期待できると思っている。



とき：7月12日（土）午前10:00～12:00

ところ：GTコミュニティーセンター 会議室

明日の町政を考える会